

ハイライト:

- ・どのような場合に給与課税となるか要チェック
- ・退職予定者の賞与から控除する社会保険料に注意

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
特殊な給与や経済的 利益に対する課税 Q&A-パート2	1
ワンポイント実務	2

早いものでもう今年もあとわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期となりました。本年は天災の恐ろしさを感じた1年でした。被災者の方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

今号は前号からの続きで給与課税にまつわる話及び賞与に関するワンポイント実務を取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦(東京事務所)
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香(さいたま事務所)



特殊な給与や経済的利益に対する課税Q&A-パート2

旅費、通勤手当、食事手当などの特殊な給与や低額な費用での社宅の利用など、会社から従業員へ福利厚生としていろいろな便益を図っているものがあります。このようなものは場合によって課税されたり課税されなかったりします。今回も前回に続きQ&A方式でいくつかご紹介したいと思います。

<使用人に社宅を貸与している場合の経済的利益とは？>

Q: 当社は社宅として住宅を借り、そのまま使用人に貸与しています。この場合一定額以上を徴収していないと課税関係が生じると聞きましたがどのように判断すればよいのでしょうか？

A: 使用人に住宅を貸与している場合は、その徴収している金額が以下で求められる金額に満たない場合には、その差額を経済的利益として使用人が受けていると考えられ、給与課税することになります。ただし、使用人から徴収している賃借料の額が、下記賃借料相当額の50%以上である場合には、課税の対象とする必要はありません。

会社の資産として保有している社宅を使用人に貸与するケースだけでなく、借り上げた住宅を社宅等として使用人に貸与する場合にも下記計算式で計算します。

- ① その年度の家屋の固定資産税課税標準額 $\times 0.2\% + 12\text{円} \times \text{その家屋の総床面積}(\text{m}^2) / 3.3(\text{m}^2)$
=家賃相当額(月額)
- ② その年度の敷地の固定資産税の課税標準額 $\times 0.22\% = \text{地代相当額}(\text{月額})$
- ③ 家賃相当額(月額) + 地代相当額(月額) = 賃借料相当額(月額)

* 役員社宅の場合には別途の計算となります。

<賞金に対する課税は？>

Q: 当社は業務の改善についての提案制度を設け、年に1回優れた提案に対して賞金を支払うことを検討しています。この場合賞金に対する取り扱いはどうなりますか？

A: 事務や作業の合理化、製品の品質改善又は経費の節約などに寄与する工夫考案をした者に支払う報奨金については、その工夫、考案などがその者の通常の職務の範囲の行為であれば給与所得、その他の場合には一時所得(継続的に支払われる場合には雑所得)となります。

例えば工場に従事する従業員のQCサークル活動の中で発案された提案が表彰される場合、それは通常の職務の範囲の行為と判断されますので、給与所得として源泉徴収されることとなります。

<使用者契約の定期保険料>

Q: 当社は、福利厚生の一環として当社を契約者、社員全員を被保険者、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族とする定期保険に加入することを検討しています。この場合当社が支払う保険料は、社員の給与として課税する必要があるのでしょうか?

A: 使用者が契約者、従業員が被保険者である定期保険の保険料に関する経済的利益は、死亡保険金の受取人によって次のように変わります。

- ①使用者が死亡保険金の受取人のケース～経済的利益はないものとされ、給与課税となりません。
- ②被保険者の遺族が受取人のケース～原則として①と同様に取り扱われますが、役員又は特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その保険料相当額は給与課税されます。

御社の場合には、全社員を被保険者とし、死亡保険金の受取人をその遺族とされているので、御社が支払う保険料を給与として課税する必要はありません。

<使用者契約の養老保険の保険料>

Q: 当社では、福利厚生の一環として当社を契約者、社員を被保険者とする養老保険に加入することを検討しています。この場合当社が支払う保険料は、社員の給与として課税する必要があるのでしょうか?

A: この場合の経済的利益については保険金の受取人が誰であるかにより変わってきます。

保険金受取人		経済的利益	取り扱い
死亡保険金	生存保険金		
使用者		なし	支払った保険料の額は全額資産計上となります。
被保険者		あり	従業員に対する給与等となります。
被保険者遺族	使用者	なし	保険料の1/2を資産計上、1/2を保険料として費用計上します。ただし役員又は特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その支払保険料の1/2相当額は給与課税の対象となります。

ワンポイント実務－賞与から控除する社会保険料について

総報酬制が導入され、賞与からも通常の給料時と同様の保険料率で社会保険料を控除していらっしゃるかと思います。この場合注意が必要なのは、**賞与にかかる保険料は資格喪失月の前月までの間に支払われた場合にかかる**という点です。例えば12/20に賞与が支給され、12/25に退職する人の場合、資格喪失月は12月となり、11月までに支給された賞与に係る保険料を会社は社会保険事務所等へ納付すればよいので、12/20に支給される賞与からは社会保険料(=健康保険+厚生年金)を控除する必要はありません。雇用保険料は通常月と同様にかかります。なお支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要ですのでお忘れなく。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

Fax 048-834-1594

ホームページもご覧下さい(改装しました)

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp